

福祉・介護職員等処遇改善臨時特例交付金に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は、有限会社マミーホーム が給与規定に規定する給与とは別に、法人の介護職員に対し支給する福祉・介護職員等処遇改善臨時特例交付金について必要な事項を定めるものとする。

(支給対象者)

第 2 条 法人の正社員、パート社員で介護職に支給する。

(支給額)

第 3 条 福祉・介護職員等処遇改善臨時特例交付金の支給額は、福祉・介護職員等処遇改善臨時特例交付金による賃金改善の見込み額の範囲内において、法人が、勤務時間、勤務年数、役職、個別評価をして一時間当たり 30 円から 100 円の範囲内で定めるとする。

(支給)

第 4 条 福祉・介護職員等処遇改善臨時特例交付金の支給は、毎月、処遇改善臨時特例手当金として支給する。

(在籍の限定)

第 5 条 支援補助金は、支給日現在に在籍していない者については、支給しない。

(その他)

第 6 条 この規程は、福祉・介護職員等処遇改善臨時特例交付金加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

附則

この規程は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。